

## 長期収載品の選定療養費について

診療報酬の改定により、2024年10月1日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんが希望された場合、選定療養費（※）をご負担いただきます。

※ 患者さんの選択により生じる保険診療以外の費用のこと。

### ○ 選定療養費の対象となる場合

① 後発医薬品が発売されてから5年以上経過した先発医薬品を希望された場合

② 後発医薬品への置換率が50%を超えている先発医薬品を希望された場合  
院内処方、院外処方を問わず対象となります。

（院外処方の場合、選定療養費は院外薬局への支払いとなります）

※ 置換率とは … 後発医薬品への切り替え可能な医薬品のうち、実際に使用した後発医薬品の数量に占める割合

### ○ 自己負担額について

・長期収載品（先発医薬品）と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1

※ 上記金額は、課税対象となります。また、公費による医療費助成を受けている方も支払いの対象となりますのでご注意ください。

### ○ 選定療養費の対象とならない場合

① 入院中の処方や、退院時の処方

② 医師が後発医薬品への変更ができないと判断した場合

・先発品と後発医薬品で薬事上承認された効能効果に差異がある薬剤の場合

・患者さんにより特定の後発医薬品で副作用があった場合

・学会が作成しているガイドラインで、後発医薬品に切り替えないことが推奨されている場合

・薬の形により飲みにくい、一包化する場合で不都合がある薬剤だと薬剤師等が判断した場合

③ 後発医薬品の流通の問題等で提供困難な場合

詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。

後発医薬品のある先発医薬品  
（長期収載品）の選定療養費について  
（厚生労働省 HP）

